

作成日 2014 年 9 月 24 日  
改訂日 2021 年 11 月 15 日

## 安全データシート 【混合物用(塗料用)】

### 1. 化学物質等および会社情報

化学物質の名称 : 白パテ  
主な用途 : 油性パテ (ガラス用パテ)  
会社名 : 中央ペイント株式会社  
住所 : 〒532-0036 大阪市淀川区三津屋中 2-1-25  
担当部門 : 生産技術部 担当者 : 大崎寿明  
電話番号 : (06) 6309-4151 FAX 番号 : (06) 6309-4857  
緊急連絡先 : (06) 6309-4151

### 2. 危険有害性の要約

#### 【GHS 分類】

急性毒性 経口 : 分類できない  
経皮 : 分類できない  
吸入 (気体) : 分類できない  
(蒸気) : 分類できない  
(粉塵, ミスト) : 分類できない  
皮膚腐食性／刺激性 : 分類できない  
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : 分類できない  
呼吸器感作性 : 分類できない  
皮膚感作性 : 分類できない  
生殖細胞変異原性 : 分類できない  
発がん性 : 分類できない  
生殖毒性 : 分類できない  
授乳に対する又は授乳を介した影響 : 分類できない  
特定標的臓器毒性 (単回暴露) : 分類できない  
特定標的臓器毒性 (反復暴露) : 分類できない  
誤嚥性有害性 : 分類できない  
水性環境有害性 短期 (急性) : 分類できない  
水性環境有害性 長期 (慢性) : 分類できない  
オゾン層への有害性 : 分類できない

#### 【GHS ラベル要素】

なし

#### 【注意喚起語】

なし

**【危険有害性情報】**

なし

**【注意書き】**

## (安全対策)

- 取扱い後は手をよく洗うこと。
- 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

## (応急処置)

- |                           |   |  |
|---------------------------|---|--|
| 眼に入った場合                   | : | 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 |
| 眼に刺激が続く場合                 | : | 医師の診断/手当てを受けること。   |
| 吸入した場合                    | : | 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休ませること。気分が悪い時には医師に連絡すること。             |
| ばく露又はばく露の懸念がある場合          | : | 医師に連絡すること。   |
| 気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。 |   |  |

## (保管)

- 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- 施錠して保管すること。

## (廃棄)

内容物/容器を（国際、国、都道府県、又は市町村の規制に従って）に廃棄すること。

**3. 組成・成分情報**

化学物質・混合物の区別： 混合物

成分および含有率（危険有害物質を対象）

成分	CAS	含有率 (%)	備考
灯油	8008-20-6	1 以下	

**4. 応急措置**

## 吸入した場合

蒸気、ガスなどを吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が改善しない場合は、医師に連絡すること。

## 皮膚に付着した場合

付着物を布にて素早く拭き取る。

大量の水及び石鹼または皮膚用の洗剤を使用して充分に洗い落とす。

溶剤、シンナーは使用しないこと。

外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。

汚染された衣類を取り除くこと。

#### 眼に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

まぶたの裏まで完全に洗うこと。

直ちに医師の診断を受けること。

#### 飲み込んだ場合

誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。

嘔吐物は飲み込ませないこと。

医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

#### 応急措置をする者の保護

適切な保護具（保護メガネ、防護マスク、手袋等）を着用する。

換気を行う。

### 5. 火災時の措置

消火剤 : 炭酸ガス・泡・粉末・砂,

使ってはならない消火剤 : 水を消火に用いてはならない。

#### 消火方法

適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。

安全に対処できるのであれば可燃性のものを周囲から素早く取り除く。

指定の消火剤を使用すること。

高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。

消火活動は風上より行う。

周辺火災に対応して、消火活動を行うこと。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業の際には適切な保護具(保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

屋内では換気をしっかり行う。

屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。

周辺を立ち入り禁止にし、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

#### 環境に対する注意事項

河川への流出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

### 封じ込め及び浄化の方法・機材

漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。  
付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。  
スコップ、ウエス等で回収する。大量の流出には盛土などで流出を防ぐ。  
水での洗浄なども、河川等への流出、環境汚染を引き起こす恐れもあり注意する。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

### 取扱い

換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓する。  
取扱い後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。

### 保管

日光の直射を避ける。通風のよいところに保管する。  
盗難防止のために施錠保管する。子供の手の届かないところに保管する。

## 8. ばく露防止および保護措置

### 組成物質の管理濃度および許容濃度

成分	管理濃度	許容濃度 ACGIH(TLV)
灯油	—	—

### 設備対策

屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露等から避けられるような設備にすること。

### 呼吸器の保護

作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。

### 手の保護具

有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

### 眼の保護具

取扱いには保護メガネを着用すること。

### 皮膚及び身体の保護

取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

## 9. 物理的および化学的性質

・状態 (20°C)	: 固体	・色	: 白色
・臭い	: 微溶剤臭	・pH	: 該当しない
・比重	: 2.50(計算値)	・引火点	: データなし
・沸点	: データなし	・自然発火温度	: データなし
・燃焼又は爆発範囲の上限	: データなし		
下限	: データなし		
・蒸気圧	: データなし		
・その他	: 特になし		

## 10. 安定性および反応性

製品の安定性

保管の項目記載の保管条件で安定。

避けるべき条件

特になし

混触危険物質

知見なし

危険有害な分解生成物

情報を有していない。

## 11. 有害性情報（危険有害性物質を対象）

『灯油』

皮膚腐食性/刺激性	:	区分 2
発がん性	:	区分 2
特定標的臓器毒性（単回暴露）	:	区分 3（気道刺激性、麻酔作用）
誤嚥有害性	:	区分 1

## 12. 環境影響情報

生態毒性	:	データなし
残留性・分解性	:	データなし
生体蓄積性	:	データなし
土壤中の移動性	:	データなし
オゾン層への有害性	:	データなし

組成物質の水生環境有害性

成分	水生環境急性有毒性	水生環境慢性有害性
灯油	分類できない	分類できない

## 13. 廃棄上の注意

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。廃塗料、容器などの廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法律に従って処理を行なうか、処理を委託すること。

空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

## 14. 輸送上の注意

共通

取り扱い及び保管上の項の記載に従うこと。

容器漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、  
荷崩れ防止を確実に行なうこと。

#### 国際規制

国連番号	:	—
指針番号	:	—
国際輸送名	:	—
国連分類	:	—
容器等級	:	—
海洋汚染物質	:	—

#### 国内規制

- 陸上輸送：消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
- 海上輸送：船舶安全法に定めるところに従うこと。
- 航空輸送：航空法に定めるところに従うこと。

#### 15. 適用法令

労働安全衛生法 通知物質	:	灯油
消防法	:	非危険物（指定可燃物・固体）

#### 16. その他情報

参考文献：GHS 対応 SDS・ラベル作成ガイドブック[混合物用(塗料用)]改訂第版

SDS 用化学物質データベース（塗料用）第8版（社団法人日本塗料工業会編）

JIS Z7253 : 2019（日本規格協会発行）

注意：

本データシートは、作成時又は改定時において、製品及びその含有成分等に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱い情報等)を集めておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合は予告なく追加・修正を行い改訂いたします。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行ってください。

この SDS は、現時点での入手した資料に基づいて作成しております。当該製品の危険・有害性に関する情報および評価は原材料の情報から推定したものであり、必ずしも十分なものではありません。

御使用者の責任において安全な取扱い方法をお決めください。